

横須賀市報

第1864号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

目次

条 例	
◇手数料条例等中一部改正	15149
規 則	
◇許認可等の標準処理期間に関する規則等中一部改正	15150
◇給食施設の栄養管理に関する条例等施行取扱規則中一部改正	〃
告 示	
◇固定資産評価審査委員会委員の退職について	15151
◇監査委員の退職について	〃
◇監査委員の選任について	〃
◇地域包括支援センターの設置について	〃
◇指定障害児通所支援事業者の指定について	〃
◇指定居宅サービス事業者の指定について	〃
◇指定居宅介護支援事業者の指定について	〃
◇指定介護予防サービス事業者の指定について	15152
◇指定介護予防支援事業者の指定について	〃
◇指定居宅サービス事業者の事業の廃止について	〃
◇指定介護予防サービス事業者の事業の廃止について	〃
◇指定地域密着型介護予防サービス事業者の事業の廃止について	〃
◇指定介護予防支援事業者の事業の廃止について	15153
◇地縁による団体の告示事項の変更について	〃
◇地縁による団体の告示事項の変更について	〃
◇田浦コミュニティセンターの一部の供用の休止について	〃
◇指定小児慢性特定疾病医療機関の指定について	〃
◇除却広告物の保管について	〃
◇宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事規制区域の指定について中一部改正	15154
◇放置自転車等の移動について	〃
◇道路区域変更及び供用開始について	15155
公 告	
◇介護保険料の督促状の公示送達	〃
◇国民健康保険料の決定通知書の公示送達	〃
◇国民健康保険料の変更通知書の公示送達	〃
◇国民健康保険料の督促状の公示送達	〃
◇国民健康保険料に係る配当計算書の公示送達	15156
◇後期高齢者医療保険料の督促状の公示送達	〃
◇無体財産権差押調書の公示送達	〃
◇担保権設定等財産差押解除通知書の公示送達	〃
◇国民健康保険料に係る債権差押調書の公示送達	〃
◇開発行為の工事完了について	〃
◇追浜駅前第2街区第一種市街地再開発事業の施行地区等の図書の縦覧について	〃
◇差押財産の公売について	〃
◇指定管理者の公募について	〃
◇指定管理者の公募について	15157
◇指定管理者の公募について	〃
◇指定管理者の公募について	〃
◇指定管理者の公募について	15158
◇農用地利用集積計画について	15159
上下水道局告示	
◇指定給水装置工事事業者の指定について	〃
◇指定給水装置工事事業者の事業の廃止について	〃
教育委員会告示	
◇令和6年度横須賀市立横須賀総合高等学校の入学者の募	

集及び選抜要綱について	〃
◇教育委員会定例会の招集について	15160

条 例

手数料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
令和5年5月25日

横須賀市長 上地 克 明

横須賀市条例第22号

手数料条例等の一部を改正する条例

(手数料条例の一部改正)

第1条 手数料条例(平成12年横須賀市条例第9号)の一部を次のように改正する。

別表第6第2項各号列記以外の部分中「宅地造成等規制法」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法の規定による改正前の宅地造成等規制法」に改める。

(特定建築等行為に係る手続き及び紛争の調整に関する条例の一部改正)

第2条 特定建築等行為に係る手続き及び紛争の調整に関する条例(平成14年横須賀市条例第41号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第7号列記以外の部分中「宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法の規定による改正前の宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号。以下「旧宅地造成等規制法」という。)」に改め、同号イ(イ)中「宅地造成等規制法」を「旧宅地造成等規制法」に改める。

第4条第4号及び第14条第5項中「宅地造成等規制法」を「旧宅地造成等規制法」に改める。

(開発許可等の基準及び手続きに関する条例の一部改正)

第3条 開発許可等の基準及び手続きに関する条例(平成17年横須賀市条例第49号)の一部を次のように改正する。

第2条の3第3号中「宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法の規定による改正前の宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号。以下「旧宅地造成等規制法」という。)」に改める。

第12条の2及び第12条の3第2号中「宅地造成等規制法」を「旧宅地造成等規制法」に改める。

第14条第2項ただし書中「宅地造成等規制法施行令」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和4年政令第393号)第1条の規定による改正前の宅地造成等規制法施行令」に改める。
(宅地造成に関する工事の許可の基準及び手続きに関する条例の一部改正)

第4条 宅地造成に関する工事の許可の基準及び手続きに関する条例(平成18年横須賀市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第1条中「宅地造成等規制法」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法の規定による改正前の宅地造成等規制法」に、「法」を「旧法」

に改める。

第2条第2項中「法、宅地造成等規制法施行令」を「旧法、宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和4年政令第393号）第1条の規定による改正前の宅地造成等規制法施行令」に、「〔令〕を「〔旧令〕に改め、〔〕及び」の次に「宅地造成等規制法施行規則及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産省・国土交通省令第3号）第1条の規定による改正前の」を加え、「〔省令〕を「〔旧省令〕に改める。

第3条第1項中「法、令及び省令」を「旧法、旧令及び旧省令」に改める。

第4条第1項各号列記以外の部分中「法第8条第1項」を「旧法第8条第1項」に、「〔法〕を「〔旧法〕に、「〔令〕を「〔旧令〕に、「法、令及び省令」を「旧法、旧令及び旧省令」に改め、同項第4号中「令第17条」を「旧令第17条」に、「〔法〕を「〔旧法〕に改め、同条第2項第2号中「法」を「旧法」に改める。

第6条本文中「法」を「旧法」に改め、同条ただし書中「令」を「旧令」に改める。

第9条及び第10条中「法」を「旧法」に改める。

第11条各号列記以外の部分中「〔法〕を「〔旧法〕に改める。

附 則

この条例は、令和5年5月26日から施行する。

成等規制法施行規則及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産省・国土交通省令第3号）第1条の規定による改正前の宅地造成等規制法施行規則」に改める。

（都市計画法等施行取扱規則の一部改正）

第4条 都市計画法等施行取扱規則（平成13年横須賀市規則第60号）の一部を次のように改正する。

第2条の14第3号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法の規定による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下「旧宅地造成等規制法」という。）」に改める。

第7条の2第2項各号列記以外の部分中「宅地造成等規制法」を「旧宅地造成等規制法」に改め、同項第6号中「宅地造成等規制法施行規則」を「宅地造成等規制法施行規則及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産省・国土交通省令第3号）第1条の規定による改正前の宅地造成等規制法施行規則」に改める。（宅地造成等規制法等施行取扱規則の一部改正）

第5条 宅地造成等規制法等施行取扱規則（平成13年横須賀市規則第65号）の一部を次のように改正する。

第1条中「宅地造成等規制法」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法の規定による改正前の宅地造成等規制法」に、「〔法〕を「〔旧法〕に改める。

第2条第2号中「法第8条第1項」を「旧法第8条第1項」に、「宅地造成等規制法施行令」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和4年政令第393号）第1条の規定による改正前の宅地造成等規制法施行令」に、「〔令〕を「〔旧令〕に改める。

第5条各号列記以外の部分中「宅地造成等規制法施行規則」を「宅地造成等規制法施行規則及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産省・国土交通省令第3号）第1条の規定による改正前の宅地造成等規制法施行規則」に、「〔省令〕を「〔旧省令〕に改める。

第6条中「法」を「旧法」に、「令」を「政令」に改める。

第8条及び第9条中「令」を「旧令」に改める。

第10条中「法」を「旧法」に改め、同条第1号中「省令」を「旧省令」に改める。

第11条第1項ただし書及び第2項中「法」を「旧法」に改め、同条第3項第2号中「省令」を「旧省令」に改める。

第13条第3項中「法」を「旧法」に改める。

第16条第1項中「〔法〕を「〔旧法〕に、「〔法〕を「〔旧法〕に改める。

第17条中「法」を「旧法」に改める。

第18条中「省令」を「旧省令」に、「法」を「旧法」に改める。

附 則

この規則は、令和5年5月26日から施行する。

横須賀市規則第46号

給食施設の栄養管理に関する条例等施行取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年5月25日

横須賀市長 上 地 克 明

給食施設の栄養管理に関する条例等施行取扱規則の一部を改正する規則

給食施設の栄養管理に関する条例等施行取扱規則（平成15年横須賀市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第4号様式中「横須賀市保健所」を「横須賀市 栄養指導員氏名」に、「しこう等」を「嗜好等」に改める。

附 則

この規則は、令和5年6月1日から施行する。

規 則

横須賀市規則第45号

許認可等の標準処理期間に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年5月25日

横須賀市長 上 地 克 明

許認可等の標準処理期間に関する規則等の一部を改正する規則

（許認可等の標準処理期間に関する規則の一部改正）

第1条 許認可等の標準処理期間に関する規則（平成13年横須賀市規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第11第4項第1号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法の規定による改正前の宅地造成等規制法」に改める。（適正な土地利用の調整に関する条例施行規則の一部改正）

第2条 適正な土地利用の調整に関する条例施行規則（平成17年横須賀市規則第71号）の一部を次のように改正する。

第39条第1項第1号イ中「宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法の規定による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下「旧宅地造成等規制法」という。）」に改め、同項第2号中「宅地造成等規制法」を「旧宅地造成等規制法」に改める。

別表第1条例第2条第2号カに規定する宅地造成の項中「宅地造成等規制法施行規則」を「宅地造成等規制法施行規則及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産省・国土交通省令第3号）第1条の規定による改正前の宅地造成等規制法施行規則」に改める。

（特定建築等行為に係る手続き及び紛争の調整に関する条例施行規則の一部改正）

第3条 特定建築等行為に係る手続き及び紛争の調整に関する条例施行規則（平成14年横須賀市規則第82号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項第1号の表条例第2条第1項第7号に規定する宅地造成の項中「宅地造成等規制法施行規則」を「宅地造成

告 示

横須賀市告示第 102 号 (令和5年5月16日 掲 示 済)

本市固定資産評価審査委員会委員井上賢一は、令和5年5月15日に退職しました。

令和5年5月16日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市告示第 103 号 (令和5年5月17日 掲 示 済)

本市監査委員加藤眞道及び石山満は、令和5年5月1日任期満了により退職しました。

令和5年5月17日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市告示第 104 号 (令和5年5月17日 掲 示 済)

本市議会の同意を得て、令和5年5月16日本市監査委員に次の者を選任しました。

令和5年5月17日

横須賀市長 上 地 克 明

市議会議員 関 澤 敏 行

同 高 橋 英 昭

横須賀市告示第 106 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46第3項の規定により、次のとおり地域包括支援センターを設置しました。

令和5年5月25日

横須賀市長 上 地 克 明

設 置 した 日	所 在 地	設 置 者 の 名 称
令和5年4月1日	横須賀市佐島3丁目12番15号	社会福祉法人富士美

横須賀市告示第 107 号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次に掲げる者を指定障害児通所支援事業者として指定しました。

令和5年5月25日

横須賀市長 上 地 克 明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和5年5月1日	すまいる factory	横須賀市根岸町5丁目16番3号ハビタ4番館1F	児童発達支援	横須賀市浦賀丘一丁目12番10号 株式会社HK factory 代表取締役 清水 龍 紀
同	トータスキッズ もりのいえ	横須賀市長沢1丁目32番8号根岸店舗 I 1階右側	児童発達支援	横須賀市長沢一丁目32番11号第5新星ビル302号室 株式会社Wonder Forest 代表取締役 高 橋 嘉 誉
同	すまいる factory	横須賀市根岸町5丁目16番3号ハビタ4番館1F	放課後等デイサービス	横須賀市浦賀丘一丁目12番10号 株式会社HK factory 代表取締役 清水 龍 紀
同	トータスキッズ もりのいえ	横須賀市長沢1丁目32番8号根岸店舗 I 1階右側	放課後等デイサービス	横須賀市長沢一丁目32番11号第5新星ビル302号室 株式会社Wonder Forest 代表取締役 高 橋 嘉 誉

横須賀市告示第 108 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、次に掲げる者を指定居宅サービス事業者として指定しました。

した。

令和5年5月25日

横須賀市長 上 地 克 明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和5年5月1日	訪問看護リハビリステーション move	横須賀市衣笠栄町2丁目32番地2階	訪問看護	横須賀市長井一丁目6番12号 合同会社move 代表社員 原 田 尚

横須賀市告示第 109 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次に掲げる者を指定居宅介護支援事業者として指定しました。

した。

令和5年5月25日

横須賀市長 上 地 克 明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和5年5月1日	セカンドアルバムたまゆら	横須賀市坂本町5丁目1番地	居宅介護支援	東京都台東区東上野二丁目23番9号 岩瀬第二ビル2階 株式会社HSM 代表取締役 長谷部 雅 人

<p>横須賀市告示第 110 号 介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、次に掲げる者を指定介護予防サービス事業者として指定</p>		<p>しました。 令和5年5月25日 横須賀市長 上 地 克 明</p>		
指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和5年5月1日	訪問看護リハビリステーション move	横須賀市衣笠栄町2丁目32番地2階	介護予防訪問看護	横須賀市長井一丁目6番12号 合同会社move 代表社員 原 田 尚
<p>横須賀市告示第 111 号 介護保険法（平成9年法律第123号）第58条第1項の規定により、次に掲げる者を指定介護予防支援事業者として指定しま</p>		<p>した。 令和5年5月25日 横須賀市長 上 地 克 明</p>		
指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和5年4月1日	西第一地域包括支援センター	横須賀市佐島3丁目12番15号	介護予防支援	横須賀市佐島三丁目12番15号 社会福祉法人富士美 理事長 富 所 不二枝
<p>横須賀市告示第 112 号 介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅サービスの事業を廃止する旨</p>		<p>の届出がありました。 令和5年5月25日 横須賀市長 上 地 克 明</p>		
廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和5年3月31日	エイトケア	横須賀市内川1丁目7番23号	福祉用具貸与	横須賀市内川一丁目7番23号 株式会社エイトケア 代表取締役 嶋 貫 将 人
同	エイトケア	横須賀市内川1丁目7番23号	特定福祉用具販売	横須賀市内川一丁目7番23号 株式会社エイトケア 代表取締役 嶋 貫 将 人
<p>横須賀市告示第 113 号 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、次に掲げる者から指定介護予防サービスの事業を</p>		<p>廃止する旨の届出がありました。 令和5年5月25日 横須賀市長 上 地 克 明</p>		
廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和5年3月31日	エイトケア	横須賀市内川1丁目7番23号	介護予防福祉用具貸与	横須賀市内川一丁目7番23号 株式会社エイトケア 代表取締役 嶋 貫 将 人
同	エイトケア	横須賀市内川1丁目7番23号	特定介護予防福祉用具販売	横須賀市内川一丁目7番23号 株式会社エイトケア 代表取締役 嶋 貫 将 人
<p>横須賀市告示第 114 号 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の15第2項の規定により、次に掲げる者から指定地域密着型介護予防サービ</p>		<p>スの事業を廃止する旨の届出がありました。 令和5年5月25日 横須賀市長 上 地 克 明</p>		
廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和5年4月30日	太陽の家 逸見倶楽部	横須賀市東逸見町2丁目4番地9	介護予防小規模多機能型居宅介護	横須賀市西浦賀六丁目1番1号 社会福祉法人ユーアイ二十一 理事長 石 渡 庸 介
同	太陽の家安浦倶楽部	横須賀市安浦町2丁目27番地IDビル3階	介護予防小規模多機能型居宅介護	横須賀市西浦賀六丁目1番1号 社会福祉法人ユーアイ二十一 理事長 石 渡 庸 介

同	太陽の家馬堀倶楽部	横須賀市馬堀町1丁目1番7号	介護予防小規模多機能型居宅介護	横須賀市西浦賀六丁目1番1号 社会福祉法人ユーアイ二十一 理事長 石 渡 庸 介
---	-----------	----------------	-----------------	--

横須賀市告示第 115 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の25第2項の規定により、次に掲げる者から指定介護予防支援の事業を廃止

する旨の届出がありました。
令和5年5月25日

横須賀市長 上 地 克 明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和5年3月31日	西第一地域包括支援センター	横須賀市太田和2丁目3番21号	介護予防支援	横須賀市太田和二丁目3番21号 社会福祉法人宗得会 理事長 浅 葉 宗 利

横須賀市告示第 116 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、次に掲げる認可地縁団体から告示事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により告示します。

令和5年5月25日

横須賀市長 上 地 克 明

地縁団体の名称	区 域	
	変 更 前	変 更 後
湘南鷹取5丁目自治会	横須賀市湘南鷹取5丁目（52番2、3及び5を除く。）の区域	横須賀市湘南鷹取5丁目（52番3及び5を除く。）の区域
湘南山手池田町内会	池田町2丁目8番20号から8番23号まで、池田町3丁目（9番1号から9番14号までを除く。）並びに吉井3丁目11番6号及び11番7号の区域	池田町2丁目8番20号から8番23号まで、池田町3丁目（1番、2番及び9番1号から9番14号までを除く。）並びに吉井3丁目11番6号及び11番7号の区域

桜が丘東映団地自治会	飯 島 友 子 横須賀市桜が丘2丁目5番10号	佐 藤 裕 子 横須賀市桜が丘2丁目9番15号
湘南大津の丘自治会	石 井 真 澄 横須賀市池田町1丁目33番5号	小 野 修 横須賀市池田町1丁目30番16号
久村町内会	山 田 正 和 横須賀市久村589番地	浅 葉 清 志 横須賀市久里浜1丁目9番1号
新宿町内会	安 藤 哲 也 横須賀市長井5丁目31番23号	安 田 和 夫 横須賀市長井5丁目29番5号

横須賀市告示第 118 号

田浦コミュニティセンターは、改修工事のため、令和5年6月1日から当分の間、集会所の供用を休止します。

令和5年5月25日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市告示第 119 号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項の規定により、次に掲げる者を指定小児慢性特定疾病医療機関として指定しました。

令和5年5月25日

横須賀市長 上 地 克 明

指 定 年月日	名 称	所 在 地
令和5年5月1日	クリエイト薬局横須賀湘南池上店	横須賀市池上7丁目45番3号
同	久里浜糖尿病・甲状腺クリニック	横須賀市久里浜4丁目3番12号Lビル2階205号室

横須賀市告示第 117 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、次に掲げる認可地縁団体から告示事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により告示します。

令和5年5月25日

横須賀市長 上 地 克 明

地縁団体の名称	代表者の氏名及び住所	
	変 更 前	変 更 後
東長浦自治会	鈴木 憲 一 横須賀市長浦町2丁目75番地	塩 塚 定 雄 横須賀市長浦町2丁目81番地
小川町町内会	芝 田 洋 横須賀市小川町28番地1	村 嶋 勉 横須賀市小川町24番地5ライオンズマンション三笠公園401
南佐野町内会	亀 田 紀 章 横須賀市佐野町5丁目17番地	竹 前 和 昭 横須賀市佐野町4丁目26番地
森崎団地自治会	鈴木 勝 博 横須賀市森崎5丁目12番12号	檜 山 直 春 横須賀市森崎3丁目12番1号
森崎リアンシティ自治会	高 橋 佐 年 横須賀市森崎5丁目23番9号	大 石 裕 介 横須賀市森崎5丁目25番15号

横須賀市告示第 120 号

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第8条第1項の規定により、次のとおり広告物等を保管しました。

保管した広告物等に係る保管広告物等一覧簿は、横須賀市都市部まちなみ景観課において告示の日の翌日から起算して2週間一般の縦覧に供します。

令和5年5月25日

横須賀市長 上 地 克 明

1 広告物等の名称又は種類等

広告物等の名称又は種類	広告物等の数量	広告物等が放置されていた場所	除 却 年月日	保 管 間 期
はり札等	2	三春町3丁目、大津町4丁目、久里浜2丁目及び野比1丁目地内	令和5年4月1日から同月28日まで	告示の日の翌日から起算して2週間
立看板等	2	ハイランド2丁目地内		

- 2 保管場所
横須賀市武3丁目22番1号
- 3 返還を受ける方法
 - (1) 返還場所及び返還日時
返還を受けようとするときは、事前に協議の上決定します。
 - (2) 持参するもの
受領書、当該広告物等の所有者等であることを証明するもの及び印鑑
- 4 問い合わせ先
横須賀市都市部まちなみ景観課

横須賀市告示第121号

平成26年横須賀市告示第169号(宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事規制区域の指定について)の一部を次のように改

正します。

令和5年5月25日

横須賀市長 上 地 克 明

本則中「宅地造成等規制法」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法の規定による改正前の宅地造成等規制法」に、「横須賀市都市部開発指導課」を「横須賀市都市部宅地審査防災課」に改める。

横須賀市告示第122号

自転車等の放置防止に関する条例(平成3年横須賀市条例第29号)第10条第2項及び第4項並びに第28条第2項の規定に基づき、次のとおり自転車等を保管場所に移動しました。

令和5年5月25日

横須賀市長 上 地 克 明

1 移動年月日等

移 動 年 月 日	移動した自転車等の台数		自転車等が放置されていた場所	保 管 場 所
	自 転 車	原動機付自転車及び普通自動二輪車		
令和5年4月1日から 同月28日まで	47台	1台	追浜駅周辺自転車等放置禁止区域	夏島町自転車等保管所 横須賀市夏島町2番地
同	1	0	横須賀駅周辺自転車等放置禁止区域	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町2丁目1番地
同	4	0	汐入駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	29	3	横須賀中央駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	1	0	堀ノ内駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	6	1	衣笠駅周辺自転車等放置禁止区域	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町4丁目4番地
同	1	1	北久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	2	1	浦賀駅周辺自転車等放置禁止区域	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町2丁目1番地
同	9	1	久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町4丁目4番地
同	2	0	Y R P野比駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	23	3	鷹取2丁目、本町2丁目、日の出町2丁目、米が浜通2丁目、平成町3丁目、不入斗町4丁目、望洋台、佐野町4丁目・5丁目、公郷町1丁目、衣笠栄町3丁目、平作5丁目、小矢部3丁目、久比里2丁目、佐原5丁目、岩戸1丁目、久里浜5丁目、長井3丁目、須軽谷及び長坂1丁目地内の道路	同
同	2	0	追浜駅第1自転車等駐車場	夏島町自転車等保管所 横須賀市夏島町2番地
同	1	0	北久里浜駅第1自転車等駐車場	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町4丁目4番地
同	3	0	北久里浜駅第3自転車等駐車場	同
同	1	0	浦賀駅第1自転車等駐車場	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町2丁目1番地
同	1	0	Y R P野比駅第1自転車等駐車場	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町4丁目4番地

- 2 保管期間
自転車等を移動した日の翌日から起算して2箇月間
- 3 返還を受ける方法
 - (1) 返還場所
返還を受けようとする自転車等の保管場所
 - (2) 返還日時
月曜日から土曜日までの午前11時から午後7時まで。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。
 - (3) 移動費用
自転車 1台につき 2,500円
原動機付自転車及び普通自動二輪車 1台につき 5,000円
 - (4) 持参するもの
自転車等のかぎその他当該自転車等の利用者等であること

- とを証明するもの及び印鑑
- 4 保管期間経過後の自転車等の措置
保管期間が経過した自転車等は、本市が処分します。
- 5 問い合わせ先
横須賀市建設部土木計画課

横須賀市告示第123号

道路区域変更及び供用開始に関する告示
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように市道の道路の区域を変更し、及び令和5年5月25日からその供用を開始します。
その関係図面は、横須賀市建設部土木用地課において告示の日から30日間一般の縦覧に供します。
令和5年5月25日

横須賀市長 上 地 克 明

路線名	旧新別	区 間	敷地の幅員	延 長
2,936	旧	長沢4丁目1275番の3地先から 長沢4丁目1282番の26地先まで	メートル 1.7～2.6	メートル 27.3
	新	長沢4丁目1276番地先から 長沢4丁目1282番の26地先まで	1.7～1.9	3.5
3,208	旧	武1丁目1627番の2地先から 武1丁目1618番の6地先まで	2.8～4.0	20.3
	新	武1丁目1627番の4地先から 武1丁目1618番の1地先まで	4.8	20.7
3,249	旧	武1丁目1619番の9地先から 武1丁目1621番の6地先まで	1.8～2.3	46.9
	新	武1丁目1619番の1地先から 武1丁目1621番の6地先まで	1.8～3.1	46.9

公 告

横須賀市公告第94号 (令和5年5月12日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。
なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。
令和5年5月12日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	種 別	月 別	発付年月日
令和3年度	介 護 保 険 料	9 月 分	令和5年3月30日
		10 月 分	令和5年3月30日
		11 月 分	令和5年3月30日
		12 月 分	令和5年3月30日
		1 月 分	令和5年3月30日
		2 月 分	令和5年3月30日
		3 月 分	令和5年3月30日
令和4年度	介 護 保 険 料	1 月 分	令和5年3月30日
		2 月 分	令和5年3月30日

(別紙略)

横須賀市公告第95号 (令和5年5月12日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料決定通知書の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

め、国民健康保険料決定通知書の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。
なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。
令和5年5月12日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	科 目	備 考
令和4年度	国民健康保険料決定通知書	3月分の納期限は、令和5年5月31日に変更する。

(別紙略)

横須賀市公告第96号 (令和5年5月12日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料変更通知書の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。
なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。
令和5年5月12日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	科 目	備 考
令和3年度	国民健康保険料 変更通知書	減額分
令和4年度		減額分

(別紙略)

横須賀市公告第97号 (令和5年5月12日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年5月12日

横須賀市長 上地 克明

年度	種別	月別	発付年月日
令和4年度	国民健康保険料	7月分	令和4年8月31日
		10月分	令和4年11月30日
		11月分	令和4年12月28日
		12月分	令和5年1月31日
		1月分	令和5年2月28日
		2月分	令和5年3月30日

(別紙略)

横須賀市公告第98号 (令和5年5月12日 掲示済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、配当計算書謄本の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年5月12日

横須賀市長 上地 克明

(別紙略)

横須賀市公告第99号 (令和5年5月12日 掲示済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年5月12日

横須賀市長 上地 克明

年度	種別	月別	発付年月日
----	----	----	-------

令和4年度	後期高齢者医療保険料	2月分	令和5年3月30日
-------	------------	-----	-----------

(別紙略)

横須賀市公告第100号 (令和5年5月16日 掲示済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、無体財産権に係る差押調書謄本の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年5月16日

横須賀市長 上地 克明

(別紙略)

横須賀市公告第101号 (令和5年5月16日 掲示済)

別紙の者は、その事務所及び事業所が明らかでないため、担保権設定等財産の差押解除通知書の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき者から申出があるときは交付します。

令和5年5月16日

横須賀市長 上地 克明

(別紙略)

横須賀市公告第102号 (令和5年5月16日 掲示済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、債権に係る差押調書謄本の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年5月16日

横須賀市長 上地 克明

(別紙略)

横須賀市公告第103号 (令和5年5月16日 掲示済)

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和5年5月16日

横須賀市長 上地 克明

許可年月日及び許可番号	工事完了検査済証交付年月日及び交付番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
令和4年11月2日 令4開第9号	令和5年4月25日 令5第1号	横須賀市久里浜6丁目642番24	横須賀市日の出町一丁目12番地 かつ七総合管理株式会社 代表取締役 中來田 理世

横須賀市公告第104号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第19条第1項の規定により、神奈川県知事から追浜駅前第2街区第一種市街地再開発事業の施行地区及び設計の概要を表示する図書の送付を受けたので、次のとおり縦覧に供します。

令和5年5月25日

横須賀市長 上地 克明

- 縦覧場所
横須賀市経営企画部まちづくり政策課
- 縦覧時間
午前8時30分から午後5時15分まで

横須賀市公告第105号 (令和5年5月25日 掲示済)

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第95条及び第99条の規

定の例により差押財産を公売するので、次のとおり公告します。
令和5年5月25日

横須賀市長 上地 克明

(次のとおりは略)

横須賀市公告第106号

コミュニティセンター条例（平成19年横須賀市条例第58号）第6条の規定に基づき、次のとおり指定管理者を公募します。
令和5年5月25日

横須賀市長 上地 克明

- 管理を行わせる施設の名称及び所在地

名称	所在地
池上コミュニティセンター	横須賀市池上4丁目6番1号

- 2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
コミュニティセンター条例第5条、第10条及び第11条に定めるもののほか、詳細については、協議の上別に定めます。
- 3 申請者の資格要件
法人その他の団体
- 4 指定期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- 5 申請方法
 - (1) 申請書の配布場所及び申請場所
 - ア 申請書の配布場所
横須賀市のホームページに掲載
<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/1210/shiteikanri/top.html>
 - イ 申請場所
横須賀市民生局地域支援部衣笠行政センター
 - (2) 提出書類
 - ア 申請書
 - イ 事業計画書
 - ウ コミュニティセンター条例施行規則（平成20年横須賀市規則第7号）第1条第2項に規定する図書等
 - (3) 申請期間
令和5年7月26日から同年8月3日までの午前9時から午後零時まで及び午後1時から午後5時まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。
 - (4) 説明会の日時及び場所
 - ア 日時 令和5年6月30日午後2時
 - イ 場所 池上コミュニティセンター大会議室
 - (5) 提出方法
持参
 - (6) 問い合わせ先
横須賀市民生局地域支援部衣笠行政センター
詳細は、横須賀市のホームページに掲載
<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/1210/shiteikanri/top.html>

横須賀市公告第 107 号

コミュニティセンター条例（平成19年横須賀市条例第58号）第6条の規定に基づき、次のとおり指定管理者を公募します。
令和5年5月25日

横須賀市長 上 地 克 明

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
北下浦コミュニティセンター	横須賀市長沢2丁目7番7号

- 2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
コミュニティセンター条例第5条、第10条及び第11条に定めるもののほか、詳細については、協議の上別に定めます。
- 3 申請者の資格要件
法人その他の団体
- 4 指定期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- 5 申請方法
 - (1) 申請書の配布場所及び申請場所
 - ア 申請書の配布場所
横須賀市のホームページに掲載
<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/1210/shiteikanri/top.html>
 - イ 申請場所
横須賀市民生局地域支援部北下浦行政センター
 - (2) 提出書類
 - ア 申請書
 - イ 事業計画書
 - ウ コミュニティセンター条例施行規則（平成20年横須賀市規則第7号）第1条第2項に規定する図書等

- (3) 申請期間
令和5年7月26日から同年8月3日までの午前9時から午後零時まで及び午後1時から午後5時まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。
- (4) 説明会の日時及び場所
 - ア 日時 令和5年6月29日午前9時30分
 - イ 場所 北下浦コミュニティセンター第1会議室
- (5) 提出方法
持参
- (6) 問い合わせ先
横須賀市民生局地域支援部北下浦行政センター
詳細は、横須賀市のホームページに掲載
<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/1210/shiteikanri/top.html>

横須賀市公告第 108 号

産業交流プラザ条例（平成5年横須賀市条例第37号）第5条の規定に基づき、次のとおり指定管理者を公募します。
令和5年5月25日

横須賀市長 上 地 克 明

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
横須賀市産業交流プラザ	横須賀市本町3丁目27番地

- 2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
産業交流プラザ条例第4条、第8条及び第9条に定めるもののほか、詳細については、協議の上別に定めます。
- 3 申請者の資格要件
法人その他の団体
- 4 指定期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- 5 申請方法
 - (1) 申請書の配布場所及び申請場所
 - ア 配布場所
横須賀市のホームページに掲載
<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/1210/shiteikanri/top.html>
 - イ 申請場所
横須賀市経済部経済企画課
 - (2) 提出書類
 - ア 申請書
 - イ 事業計画書
 - ウ 産業交流プラザ条例施行規則（平成5年横須賀市規則第54号）第2条第2項に規定する図書等
 - (3) 申請期間
令和5年7月24日から同月28日までの午前9時から午後零時まで及び午後1時から午後5時まで
 - (4) 説明会の日時及び場所
 - ア 日時 令和5年6月20日午前10時
 - イ 場所 横須賀市産業交流プラザ第2研修室
 - (5) 提出方法
持参
 - (6) 問い合わせ先
横須賀市経済部経済企画課
詳細は、横須賀市のホームページに掲載
<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/1210/shiteikanri/top.html>

横須賀市公告第 109 号

自転車等の放置防止に関する条例（平成3年横須賀市条例第29号）第17条の規定に基づき、次のとおり指定管理者を公募します。
令和5年5月25日

横須賀市長 上 地 克 明

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
横須賀市立追浜駅第1自転車等駐車場	横須賀市追浜町3丁目3番地
横須賀市立追浜駅第2自転車等駐車場	横須賀市鷹取1丁目2番地
横須賀市立追浜駅第3自転車等駐車場	横須賀市追浜町3丁目17番地先
横須賀市立京急田浦駅自転車等駐車場	横須賀市船越町1丁目201番地先
横須賀市立横須賀駅第1自転車等駐車場	横須賀市東逸見町1丁目14番地
横須賀市立横須賀駅第2自転車等駐車場	横須賀市汐入町1丁目1番地先
横須賀市立逸見駅自転車等駐車場	横須賀市東逸見町2丁目20番地
横須賀市立汐入駅第1自転車等駐車場	横須賀市汐入町2丁目3番地
横須賀市立汐入駅第2自転車等駐車場	横須賀市本町3丁目20番地先
横須賀市立横須賀中央駅第1自転車等駐車場	横須賀市若松町2丁目6番地
横須賀市立横須賀中央駅第2自転車等駐車場	横須賀市若松町2丁目33番地
横須賀市立県立大学駅自転車等駐車場	横須賀市安浦町2丁目27番地
横須賀市立堀ノ内駅自転車等駐車場	横須賀市三春町3丁目23番地
横須賀市立衣笠駅第1自転車等駐車場	横須賀市衣笠栄町2丁目65番地
横須賀市立衣笠駅第2自転車等駐車場	横須賀市衣笠栄町1丁目70番地
横須賀市立北久里浜駅第1自転車等駐車場	横須賀市根岸町2丁目33番15号
横須賀市立北久里浜駅第2自転車等駐車場	横須賀市根岸町2丁目500番地
横須賀市立北久里浜駅第3自転車等駐車場	横須賀市根岸町3丁目5番地
横須賀市立北久里浜駅第4自転車等駐車場	横須賀市池田町5丁目16番地
横須賀市立京急大津駅自転車等駐車場	横須賀市大津町1丁目28番地
横須賀市立新大津駅自転車等駐車場	横須賀市大津町4丁目59番地
横須賀市立馬堀海岸駅自転車等駐車場	横須賀市馬堀町3丁目20番2号
横須賀市立浦賀駅第1自転車等駐車場	横須賀市浦賀4丁目1番地先
横須賀市立浦賀駅第2自転車等駐車場	横須賀市浦賀3丁目1番1号
横須賀市立浦賀駅第3自転車等駐車場	横須賀市浦賀1丁目40番地先
横須賀市立久里浜駅自転車等駐車場	横須賀市久里浜1丁目3番20号

横須賀市立Y R P野比駅第1自転車等駐車場	横須賀市野比1丁目9番3号
横須賀市立Y R P野比駅第2自転車等駐車場	横須賀市長沢3丁目1842番地先

- 2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
自転車等の放置防止に関する条例第16条、第20条、第21条及び第28条に定めるもののほか、詳細については、協議の上別に定めます。
- 3 申請者の資格要件
法人その他の団体
- 4 指定期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- 5 申請方法
 - (1) 申請書の配布場所及び申請場所
 - ア 申請書の配布場所
横須賀市のホームページに掲載
<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/1210/shiteikanri/top.html>
 - イ 申請場所
横須賀市建設部土木計画課
 - (2) 提出書類
 - ア 申請書
 - イ 事業計画書
 - ウ 自転車等の放置防止に関する条例施行規則（平成4年横須賀市規則第5号）第8条第2項に規定する図書等
 - (3) 申請期間
令和5年7月21日から同月31日までの午前9時から午後零時まで及び午後1時から午後5時まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。
 - (4) 説明会の日時及び場所
 - ア 日時 令和5年6月21日午前10時
 - イ 場所 横須賀市役所建設部会議室
 - (5) 提出方法
持参
 - (6) 問い合わせ先
横須賀市建設部土木計画課
詳細は、横須賀市のホームページに掲載
<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/1210/shiteikanri/top.html>

横須賀市公告第110号

都市公園条例（昭和34年横須賀市条例第18号）第5条の規定に基づき、次のとおり指定管理者を公募します。

令和5年5月25日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
湘南鷹取5丁目第2公園水泳プール	横須賀市湘南鷹取5丁目40番71
根岸公園水泳プール	横須賀市根岸町3丁目17番
馬堀海岸公園水泳プール	横須賀市馬堀海岸2丁目27番
長沢村岡公園水泳プール	横須賀市長沢1丁目1011番1
富浦公園水泳プール	横須賀市長井1丁目1番2

- 2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
都市公園条例第4条、第12条及び別表第2に定めるもののほか、詳細については、協議の上別に定めます。
- 3 申請者の資格要件
法人その他の団体
- 4 指定期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

5 申請方法

(1) 申請書の配布場所及び申請場所

ア 申請書の配布場所

横須賀市のホームページに掲載

https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/1210/shiteikanri/top.html

イ 申請場所

横須賀市建設部公園管理課

(2) 提出書類

ア 申請書

イ 事業計画書

ウ 都市公園条例施行規則(昭和34年横須賀市規則第13号)第2条第2項に規定する図書等

(3) 申請期間

令和5年8月2日から同月3日までの午前9時から午後零時まで及び午後1時から午後5時まで

(4) 説明会の日時及び場所

ア 日時 令和5年7月6日午後2時

イ 場所 横須賀市役所 301 会議室

(5) 提出方法

持参

(6) 問い合わせ先

横須賀市建設部公園管理課

詳細は、横須賀市のホームページに掲載

https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/1210/shiteikanri/top.html

横須賀市公告第 111 号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

その農用地利用集積計画は、横須賀市農業委員会事務局において縦覧に供します。

令和5年5月25日

横須賀市長 上 地 克 明

記の1

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市津久井4丁目1388番1
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市津久井1丁目8番40号
岩 崎 覚
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名

横須賀市津久井2丁目16番25号

高 木 雅 之

記の2

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市津久井4丁目2541番、2543番、2544番1及び2544番3

- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市津久井3丁目28番21号
原 健 治

- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市津久井3丁目25番18号
長谷川 八重子

記の3

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市須軽谷字下耕地 637 番

- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市津久井4丁目2番5号
広 川 喜 一

- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市須軽谷 351 番地 1
廣 川 政 子

記の4

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市須軽谷字中ノ原 787 番 2 及び 787 番 3

- 2 利用権の設定を受ける者の所在地、名称及び代表者名
横須賀市長井6丁目3番3号
株式会社アグリライフ
代表取締役 黒 田 正 敏

- 3 利用権を設定する者の所在地、名称及び代表者名
横須賀市須軽谷1148番地
法道寺
代表役員 島 田 朗 成

上下水道局告示

横須賀市上下水道局告示第19号

横須賀市水道事業給水条例(昭和33年横須賀市条例第24号)第11条第1項の規定に基づき、次に掲げる給水装置工事事業者を本市指定給水装置工事事業者として指定しました。

令和5年5月25日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長 島 洋

登録番号	給水装置工事事業者名	代表者名	所在地	指定年月日	有効期限
624	株式会社山崎	山 崎 昭 一	横須賀市大矢部一丁目10番3号	令和5年4月28日	令和10年4月27日
625	株式会社アクロテック	赤 荻 潤	横浜市旭区上川井町 544 番地 1	令和5年5月1日	令和10年4月30日

横須賀市上下水道局告示第20号

指定給水装置工事事業者規程(平成10年横須賀市水道企業管理規程第11号)第8条第1項の規定に基づき、次に掲げる指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業を廃止した旨届出

がありました。

令和5年5月25日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長 島 洋

登録番号	給水装置工事事業者名	代表者名	所在地	届出年月日
215	山一企工	山 本 竜 一	横須賀市三春町 5 丁目 45 番地 金堀ハイツ 205	令和5年3月31日
436	山崎	山 崎 昭 一	横須賀市大矢部 1 丁目 10 番 3 号	令和5年4月24日

教育委員会告示

横須賀市教育委員会告示第7号(令和5年4月27日)

令和6年度横須賀市立横須賀総合高等学校の入学者の募集及

び選抜要綱について、次のとおり定めました。

令和5年4月27日

横須賀市教育委員会
教育長 新 倉 聡

(次のとおりは略)

横須賀市教育委員会告示第8号 (令和5年5月8日
掲 示 済)

横須賀市教育委員会定例会を次のとおり招集します。

令和5年5月8日

横須賀市教育委員会
教育長 新 倉 聡

- 1 日時 令和5年5月11日午前9時30分
- 2 会議開催の場所 横須賀市役所正庁
- 3 会議に付議すべき事項
 - (1) 国指定史跡東京湾要塞跡整備委員会委員の委嘱について
 - (2) 横須賀市学力向上推進委員会委員の委嘱について
 - (3) 横須賀市学校給食運営審議会委員の委嘱等について
 - (4) 教育長の臨時代理による事務の承認について (教育委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律等施行取扱規則制定)

正 誤

令和5年4月10日付け横須賀市報第1861号 15119 ページ横須賀市告示第68号中「前川龍男」は「小針宏之」の誤り